

# OMEP 日本委員会

## OMEP Japan 乳幼児研究ジャーナル編集委員会規程

### (目的)

第1条 OMEP Japan 乳幼児研究ジャーナル編集委員会（以下、ジャーナル編集委員会）は、『OMEP Japan 乳幼児研究ジャーナル（英語表記：OMEP Japan Journal of Early Childhood）』刊行を目的とする。

2. 『OMEP Japan 乳幼児研究ジャーナル』は、OMEP 日本委員会の機関誌であり、主として保育・教育に関連する研究を行う会員の研究・実践の成果を発表する場、および情報交換の場として発行される。

### (業務内容)

第2条 ジャーナル編集委員会は、前条の目的を達成するために、次のことを行う。編集業務の詳細は、「OMEP Japan 乳幼児研究ジャーナル編集規則」に定める。

- (1) 『OMEP Japan 乳幼児研究ジャーナル』の編集に関すること。
- (2) その他、『OMEP Japan 乳幼児研究ジャーナル』の編集上必要な事業に関すること。

### (ジャーナル編集委員会の構成)

第3条 ジャーナル編集委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) ジャーナル編集委員長 1名
- (2) ジャーナル編集委員 4名（委員長を含む）
- (3) 専門協力委員 必要に応じておくことができる。
- (4) 英文校閲委員 2名以内（海外交流委員会が選出を担当）

### (ジャーナル編集委員長およびジャーナル編集委員の選出)

第4条 ジャーナル編集委員は、本学会の理事の中から選定し、会長が委嘱する。

2. ジャーナル編集委員の任期は、1期3年とし、再任を妨げない。
3. ジャーナル編集委員がやむをえぬ事情により任期満了以前に辞任した場合、補充されたジャーナル編集委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. ジャーナル編集委員長は、ジャーナル編集委員の互選とする。
5. 英文校閲委員の任期は、1期3年とし、再任を妨げない。
6. 専門協力委員については、ジャーナル編集委員長およびジャーナル編集委員が推薦し、会長が委嘱する。専門協力委員は会員であることが望ましいが、非会員に依頼することもできる。
7. 専門協力委員の任期は、1年以内とし会計年度ごとに依頼を行う。

### (職務)

第5条 ジャーナル編集委員長およびジャーナル編集委員は、次の業務に従事する。

- (1) ジャーナル編集委員長は、ジャーナル編集委員会を主宰し編集業務全体を統括する。
- (2) ジャーナル編集委員長は、ジャーナル編集委員会を招集し議長となる。
- (3) ジャーナル編集委員は、特集等の企画立案、査読、その他編集上必要な業務を担当する。
- (4) 英文校閲委員は、掲載が決定された論文およびその他英文掲載に関して必要な業務を担当する。
- (5) 専門協力委員は、査読に携わる。会員、非会員を問わない。

### (会議録の作成)

第6条 ジャーナル編集委員会会議録はジャーナル編集委員会で作成し、OMEP 日本委員会事務局に

保存する。

(掲載論文に関する諸則)

第7条 『OMEP Japan 乳幼児研究ジャーナル』に掲載される論文の「編集規則」「査読・閲読規則」「論文等投稿規則」「論文等執筆要項」、その他必要な細則等は、ジャーナル編集委員会において別途定める。

(庶務)

第8条 ジャーナル編集委員会の庶務は、OMEP 日本委員会事務局の協力を得て行う。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、ジャーナル編集委員会の議を経て理事会が行う。

附則 本規程は、令和7(2025)年4月1日から施行する。